

令和4年9月13日

保護者様

唐津市立名護屋小学校  
校長 林 寛

## 「新型コロナウイルス感染症対策」について 陽性者の療養期間の見直し

平素より本校の教育活動や感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスのオミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、国と県の方針の変更に基づき、本校（唐津市）におきましても、下記の通り、対応の変更を行いましたので、お知らせいたします。

### 記

#### ○ 有症状（陽性）患者について

- ・療養期間が 10日間から7日間（8日目に解除）に変更。

（ただし発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後、24時間経過した場合）

- ・10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

#### ○ 無症状患者（無症状陽性者）について

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除が可能（従来から変更なし）。ただし、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日目経過後（6日目）に解除が可能となります。

- ・7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

#### ○ 留意点

- ・新型コロナウイルス感染症に関わるお休みは、「出席停止」とし、欠席扱いにはなりません。
- ・療養期間短縮のために検査を行う場合、医療機関での検査及び薬局等での無料検査を受けることはできません。各自で抗原検査キット（薬事承認を受けたものに限ります）を入手してください
- ・濃厚接触者や要待機者の待機期間については、8月25日配付のプリント（「新型コロナウイルス感染症対策について」）をご覧ください。学校のHPでもご覧になれます。